

研 究

金税工程と中国税制の情報化¹⁾

増値税の徴税制度改革を中心に

宇 都 宮 浩 一²⁾

目 次

はじめに
第 1 章 中国の徴税制度
第 1 節 中国の現行徴税制度
第 2 節 国税系統と地税系統
第 3 節 徴税情報化の意義
第 2 章 徴税制度の情報化と金税工程
第 1 節 税務機関内部の情報化と金税工程
第 2 節 金税工程の展開過程
第 3 節 金税工程第三期の構成
第 3 章 金税工程の諸側面
第 1 節 税務機関の効率化
第 2 節 情報産業振興政策としての金税工程
おわりに

はじめに

改革開放政策の採用と急速な経済成長の結果、納税者が急増した中国では、税の徴収管理の効率化が迫られており徴税制度の情報化が進められている。この場合の情報化とは、コンピュータの普及にともなう徴税業務の効率化を意味している。とくに中国最大の税目である増値税³⁾については、徴収管理の効率化にとどまらず、こうした情報化と連動した自動徴収を視野に入

1) 本稿は、2004 年 6 月に長崎大学で開かれた日本国際経済学会第 46 回関西支部総会でを行った報告「中国における増値税徴収制度の情報化」に加筆したものである。

2) 立命館大学経営学部講師。

3) 増値税は、総生産型付加価値税と類似した特徴を備えているものの、大部分のサービスに課税されないことから課税対象が限定されており、また輸出増値税問題や多種多様な優遇政策の存在など中国独自の特徴を多く備えている。このため本稿では中国の付加価値税を原語表記でもある「増値税」と表記する。

れた改革が進行している。これは、財政基盤の安定化を図ると同時に、1994年に増徴税を導入して以降徴税部門を悩ませ続けている増徴税専用インボイスを使った脱税を根絶することを目標とするものである。この目標の達成とともに、電子商取引など新たな取引への対応⁴⁾をも視野に入れた国家プロジェクトが、金税工程である。

金税工程は、中国全土の税務機関を中心にコンピュータ端末をネットワーク化する三金工程⁵⁾と、徴税活動の情報化を基礎に増徴税徴収制度を可能な限りオンライン化・自動化することで増徴税の徴収効率を上げようという国家プロジェクトである。1993年より開始された一連の金字工程の中でも重要なプロジェクトとして取り組まれている金税工程には、国家税務総局を中心に財政部・情報産業部などの行政機関や情報関連産業が参加している。

中国税制の情報化は、情報関連産業にとっては大きな商機として、また納税者にとっては煩雑な納税業務負担からの解放という点から中国のメディアや電子商取引分野において注目されているが、このプロジェクトの実態についての研究成果は皆無といってよく、また円借款の対象⁶⁾であったにもかかわらず日本においてはその存在すらほとんど知られていない。

本稿では、まず現在の中国の徴税制度について概観し、急速な経済成長と制度整備、運用面での問題から迫られている改革の実態について明らかにすることを課題としている。さらに、この改革の一環として取り組まれている金税工程が、中国情報産業育成のための産業振興政策という側面を内包している点を指摘しながら、このプロジェクトの展開過程が増徴税の情報化に与える影響の分析を通じて、徴税制度改革がどのように達成されているかを明らかにする。

第1章 中国の徴税制度

徴税制度の整備は、中国税制において長期にわたってもっとも重要な問題のひとつであった。経済成長にともなう納税者の増加や経済活動の複雑化に対応する税制の整備にともない、徴税業務は飛躍的に増大した。また運用面において、税以外の付加徴収の乱発による徴税活動の複雑化や徴税コストの増大、税務官吏の不正など実に多くの問題を抱えている。こうした問題を

4) 電子商取引と中国政府の対応については宇都宮(2002)155-172ページを参照されたい。

5) 1993年以降、政府主導の情報化を図るために策定された一連の情報化政策の総称を金字工程という。これは情報産業の育成・インターネットの普及・電子商取引の基盤整備を目的としている。三金とは、政府各部門・各省・市・大型国有企業のネットワーク化を通じて中国全土を覆うネットワークを構築することで、国家の基幹情報ネットワークを作り上げる「金橋工程」、輸出増徴税・関税の還付・為替決済・割当許可証の管理・輸出入貿易額の統計などをネットワークで管理・運営する「金関工程」、各地のATMのLAN接続・インターネット接続および各種カード技術の開発を通じて流通部門及び決済手段の近代化を図る「金カード工程」を指す。

6) 1995年には、国家経済情報システム事業(1)(2)として、国際協力銀行から国家情報センターへ203億円、アンタイド、償還30年の円借款が行われている。

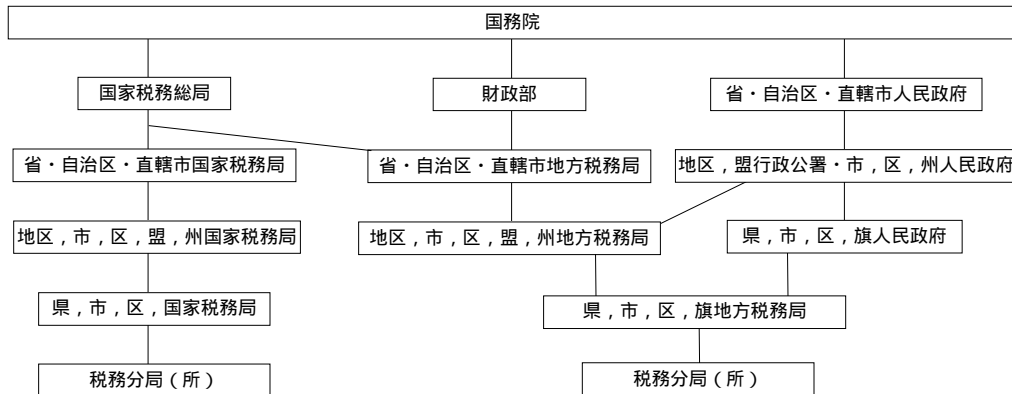
解決するため、1994年の税制改革⁷⁾ではそれまで統一性のなかった徴税機関の整理が行われ、中央政府の税務を担当する国家税務局系統と地方政府の税務を担当する地方税務局系統に分けられた。

本章では、1994年の税制改革で整備された現行の徴税制度について概観し、税制の情報化が求められる経済的ならびに税務行政上の背景について明らかにする。

第1節 中国の現行徴税制度

中国の徴税制度は、1994年の税制改革の際に大きく変更され、その後の新税制の創設や行政区域の変更などを受け、細かな修正を施されながら現在に至っている。また、2001年5月1日公布の「税收徴収管理法」⁸⁾、2002年10月15日施行の「税收徴収管理弁法実施細則」⁹⁾によって脱税行為に対する罰則規定が強化されるとともに、国税系統の徴収管理能力の明確化が図られた。さらには、中国税制の徴税現代化プロジェクトに対して国連開発計画およびIMFから資金援助がなされており、この成果と今後の方針について2003年3月10日に「2002年～2006年の中国税收徴収管理戦略計画綱要¹⁰⁾」が公表された。

(図1-1) 中国の税務機関の組織図



出所：劉佐（2003）408 ページより

7) 1994年の税制改革では、新たな税種の創設・整理と徴税システムの改革及び税源分類の明確化が行われたが、このうち後者を「分税制」という。分税制については曹（2002）44 ページを参照されたい。

8) 全人代（2001）0号を参照されたい。

9) 国务院令（2002）62号を参照されたい。

10) 中国徴税制度の法による運用体制の確立が主な目的となっている。国税函（2003）267号を参照されたい。

（図 1 - 1）は現在の中国の徴税組織体制である。国務院直属の国家税務総局を頂点に、省・自治区・直轄市レベル、地区・市レベル、区・県レベルにそれぞれ国税を管理する国家税務局と地方税を管理する地方税務局がある。国家税務局系統は国家税務総局の管理を受け、地方税務局系統は省レベルについては国家税務総局と省レベル人民政府との二重の管理を受ける。省レベル以下の地方税務機関は上級税務機関を主とし、同レベル人民政府を従とする管理体制がとられている。国税系統と地税系統では管理機関が異なるが、システム上地方人民政府が独自に税務にかかわることが可能となっている点に制度上の特徴がある。

財政部は、国務院を主管部門として財政収支や財政政策・租税政策・国有資産管理・基礎建設・マクロ調整などを行う部署である。また財政部が国家税務総局や関係部局と合同で税制に対する通知や法律を提出する場合もある。

国家税務総局は中国で最高位の税務機関である。国務院を主管部門とし、税法案および実施細則の制定・税収構造や税制による経済コントロール機能の研究と制度化・徴税管理体制の構築・国税系統の監督管理を行う機関である。また金税工程の主管部門でもあり、増値税徴収制度の情報化を促す施策を次々に打ち出している。

省レベル以下の税務機関は、国家税務総局や上級の地方人民政府の監督を受けて実際の徴税活動を行っている。

第 2 節 国税系統と地税系統

1994 年の分税制の採用によって、中央政府と地方政府の財源分類および国税系統と地税系統の徴税分類が明確化された。この点について（表 1 - 1）～（表 1 - 3）を使って示す。

（表 1 - 1）中国税制の徴収範囲別税種分類

国税系統	増値税，消費税，外国投資企業・外国企業所得税，企業所得税（2002 年以降については，地方政府に新たに登記されたものも含む），鉄道部門・各銀行本店・各保険会社が集中納付する営業税・都市維持建設税，海洋石油企業が納付する資源税，預金利息部分の個人所得税，証券取引税（未実施），燃料税（未実施），国税滞納金，追徴課税分，罰金
地税系統	国税系統が徴収管理する部分以外の営業税・資源税・個人所得税・企業所得税（2001 年末までに地方政府に登記されたもの），都市維持建設税，印紙税，都市不動産税，不動産税，都市土地使用税，土地増値税，車船使用税，屠宰税，車船使用鑑札税，農業税・牧業税・地方付加・契稅・耕地占用税は地方財政部門が徴収管理 地方税滞納金，追徴課税分，罰金，宴席税（停止中），固定資産投資方向調節税（停止中），遺産税（未実施），贈与税（未実施）
税関	関税・船舶トン税，輸入時の増値税・消費税の徴収代行

注：遺産税，贈与税，証券取引税，燃料税は検討中もしくは未実施。

出所：劉佐（2003）401～403 ページをもとに作成。

（表 1 - 2）税務機関の就業者数の変動

1995～2001年 単位：人

年	正規職員		臨時雇用者等		合計	
	国税	地税	国税	地税	国税	地税
1995	438,933	295,053	125,044	45,361	563,977	340,414
1996	444,511	332,377	120,029	51,884	564,540	384,261
1997	449,956	341,228	117,972	59,033	567,928	400,261
1998	450,697	351,540	124,607	64,843	575,304	416,383
1999	450,217	355,558	120,003	60,462	570,220	416,020
2000	417,442	356,195	139,267	60,674	556,709	416,869
2001	396,429	350,841	93,973	48,793	490,402	399,634

出所：中国税務年鑑各年版より作成。

（表 1 - 3）中国税制の財源別税種分類

中央政府	中央政府に登録した企業の企業所得税， 鉄道・銀行・保険会社等の本店が一括納付する営業税・企業所得税・都市維持建設税， 税関が徴収する増値税・消費税， 地方銀行・外資系銀行・非銀行系金融機関の企業所得税，証券取引にかかわる印紙税， 消費税，自動車購入税，関税，船舶トン税，国税滞納金，追徴課税分，罰金
共通	増値税（中央 75%，地方 25%）， 外国投資企業・外国企業所得税・企業所得税・個人所得税のうち中央政府収入を除いた部分（合算 の上で 2002 年は中央：地方 = 50：50，2003 年は 60：40。ただし，地方政府の 2001 年水準を保証）， 資源税（海洋石油資源税 = 中央 その他資源税 = 地方）， 証券取引税（未実施），燃料税（未実施）
地方政府	中央政府収入以外の営業税・企業所得税・都市維持建設税・印紙税，都市土地使用税，不動産税， 耕地占用税，土地増値税，車船使用税，車船使用鑑札税，契約税，屠殺税，農業税，農業特産税， 地方税滞納金，追徴課税分，罰金， 固定資産投資方向調節税（停止中），宴席税，（停止中） 遺産税（未実施），贈与税（未実施）

注：遺産税，贈与税，証券取引税，燃料税は検討中もしくは未実施。

出所：劉佐（2003）401～403 ページをもとに作成。

（表 1 - 1）は国税系統と地税系統が管轄する徴税範囲を示している。国税系統は中国最大の税目である増値税のほかに外国企業・自動車・金融関連など中央政府の政策にとっても重要な税種の徴税管理を担当している。また企業所得税についても，2002 年以降に地方政府へ登記した企業については国税系統が全て徴収することとなった。これは，国税系統が主要な税種の徴税を担当することで，中央政府による税制を通じた経済コントロールを高めることが目的となっている。一方地税系統は，徴税コストがかさむ個人所得税や整備がまだ進んでいない遺産税や贈与税などの資産課税が多く割り当てられている¹¹⁾。徴税業務の増大が考えられるが（表

11) 中国において個人所得税という概念がはじめて取り入れられたのは，1981 年の税制改革においてである。また遺産税や贈与税は法整備の最中であり徴収は未実施である。

1 - 2) をみると地稅系統の稅務職員数は國稅系統よりも少ない。これらのことから、地稅系統には徵稅業務の處理能力により大きな負担がかかっているものと考えられる。

次に、中央政府と地方政府の稅源別稅收分類について（表 1 - 3）をしてみる。中央政府は、増値稅の 75% に加えて大規模企業の所得稅など安定的に收入を確保できる稅種を多く財源としている。一方地方政府は、景氣の変動を受けやすい個人所得稅や未実施の資産課稅など安定的に收入を確保できる稅種が中央政府に比べて少なくなっている。

これらのことから、中央政府および國稅系統の稅務機關の管理能力が強化される一方、地方政府や地稅系統の稅務機關の改革が遅れていることがわかる。

第 3 節 徵稅情報化の意義

現在の中國經濟には、改革開放政策によって市場經濟化した部分と旧來の計畫經濟のままの部分とが混在していると考えられる。稅制についてもこれらの側面は見られる。長期にわたって利潤上納制をとってきた中國では、國民の納稅意識が希薄なためにこれを醸成するよりも經濟活動に直接結びつけた方が稅收を確実に集め増やすことができる。この意味において、經濟活動に適合した稅制へ轉換しているといえる。一方で、財政支出をファイナンスするために徵稅に関する情報を中央政府に集中させることが重要となっており、情報技術を用いた徵稅の情報化は徵稅活動を計画的に行うために必要となっている。この意味では、改革開放以前の計畫經濟を踏襲したものと見ることができる。

Richard (1990) は、途上國の稅務機關が業務の情報化を促進する目的を整理しているが、これを中國に適用した場合、以下の四点がその目的として考えられる¹²⁾。

- ・ 稅務機關内部の効率的な管理体制の構築
- ・ 稅收の予測可能性や稅制改正・租稅政策遂行のための基礎条件となる統計情報の精度向上
- ・ 不正を行う機会を減少させるために徵稅業務に携わる官吏を絞り込む
- ・ オンライン納稅など納稅の簡素化や代理徵收制度など納稅者の絞り込みを通じた徵稅コストを引き下げる

これらの目的を達成するため、稅務機關をオンライン化して國家稅務局を頂点とする徵稅管理システムを構築することが、中國における徵稅制度の情報化の意義である。これにより、國民の煩雜な稅務負担を回避しつつ經濟活動にビルトインした稅制による安定した徵稅業務を行

12) Richard (1990) は、途上國の稅制のコンピュータ化によって統計情報の精度向上がなされ、これによって稅制による政策の精度向上がなされる点を強調しているが、筆者はそれだけでは足りないと考える。コンピュータはあくまで道具であり、これを運用する人が問題を起す可能性を排除し切れない。すなわち、コンピュータを管理する者による不正が発生する可能性が残る。このためコンピュータ化には省人化が伴わなければならないと考える。Richard (1990) 467 ~ 468 ページを参照されたい。

うことが可能となる。一方徴税官吏が少なくも徴税活動を維持することが可能となるため、汚職や不正を行う税務官吏の総数が減少することも期待される。また政府による税を通じた経済コントロール機能の向上により、税収の安定性が高まることも考えられる。こうした点から、中国における徴税制度の情報化は重要であると考えられる。

第 2 章 徴税制度の情報化と金税工程

本章では、第 1 章で明らかにした徴税制度改革の必要性から徴税制度の情報化が達成され、また最大の税種である増値税の情報化プロジェクト、金税工程が実施されるに至った背景を示し、基本方針が示されている金税工程第三期までの展開過程について述べる。さらに、金税工程の今後の方向性について検討を加える。

第 1 節 税務機関内部の情報化と金税工程

中国税制の情報化は、税務機関内部の情報化を目的とした CTAIS の開発と、全税種の徴収効率向上と脱税防止など税務機関と外部全体の情報化を目的とした金税工程の二つのプロジェクトによって進められている。本節では、これら二つのプロジェクトの展開過程について述べる。

中国の税務機関内部の情報化は、1983 年にパソコンが広東省・福建省・湖北省などの地域で導入されたときから始まった¹³⁾。当初は、税額計算など計算機としての機能を利用するにとどまっていたが、1990 年の全国税務系統第一次計算機応用工作会議において税務機関内部の情報化が税務全体の情報化にとって重要であることが認識された¹⁴⁾。この認識から、1990 年代前半までは各地の税務局の業務効率化を目的としたソフトウェアの開発が各地で行われたが、業務の一部を処理できる程度にとどまったり他の業務との互換性に乏しいなど業務全般の情報化には至らなかった。そこで、1996 年に国家税務総局主導の下で業務全般を処理できるソフトウェアの開発が開始されることとなった。このソフトウェアの開発は、一定の成果を挙げた。1997 年末までに国家税務総局と各部署間 EDI 上に税務登記・文書管理・事務・統計情報収集・税収分析・法律データ・ベースなど徴税業務に関するソフトウェアが開発され、これらの統合ソフトウェアである TAIS¹⁵⁾ の使用が各地の国家税務局で開始された。また、1998 年末までに各省でばらばらだった徴収管理ソフトウェアの全国統一が行われるとともに、Windows NT ベースの公文処理ソフトウェアが国家税務総局に導入され、その後全国へと拡大された。さら

13) 譚栄華 (2001) 16 ページを参照されたい。

14) 譚栄華 (2001) 17 ページを参照されたい。

15) 徴税管理情報システム, Taxation Administration Information System の略。

に、経済成長にともなう税務機関の業務拡大に対応して、大容量データを処理できる次世代システム CTAIS¹⁶⁾の開発が開始され、2000 年までにその運用を開始している。

一方、金税工程とは政府・主要企業のコンピュータをネットワーク化する三金工程および前述の国税システムの業務効率化と並行して、最大税種である増値税の徴収制度を可能な限りオンライン化することで、増値税の脱税防止と徴税効率の向上を図るプロジェクトである。

金税工程は、税務機関のネットワーク化と管理権限の明確化とともに、以下の 4 つの応用システムによる増値税専用インボイスの発行管理で構成されている。

a. インボイス偽造発行防止管理システム

納税者による増値税専用インボイスの空発行や偽造発行を防止するシステムで、税務機関用金税カード・IC カード発行システム、納税者用金税カード・IC カード発行システム、増値税専用インボイス認証・納税システム、納税者インボイス偽造発行防止管理システムの 4 つのサブ・システムから構成されている。納税者は、税務機関が指定するシステム運用に必要なパソコン・プリンター・金税カード・IC カード・読取機・ソフトウェアを購入することで増値税専用インボイスを発行することが可能となる。

増値税専用インボイスの発行を行う必要が生じた場合、納税者は税務機関に対して金税カード・IC カードの発行を申請し、税務機関は金税カード・IC カード発行システムを通じてこれらを発行・交付する。その後、納税者は IC カードを税務機関に持参して未使用の増値税専用インボイスの用紙を受け取るが、この際に IC カードに記録された納税者の情報が暗号化されて増値税専用インボイスに印刷される。また、納税者は金税カードを差し込んだパソコンに接続したプリンタで増値税専用インボイスを印刷発行しなければならないが、発行する際にはその情報が金税カードに蓄積される。納税者は納税時に金税カード・IC カード・増値税専用インボイスなどの帳票類を提出するが、金税カードに蓄積された情報や増値税専用インボイスに印刷された納税者情報について、納税者インボイス偽造発行防止管理システムを通じて税務機関がチェックを行うことで偽造や空発行を調査する。

b. 偽造防止認証管理システム

納税者による増値税インボイスの偽造を防ぐために、プリンタで印刷され暗号化された納税者情報を税務機関が読み取ることで認証を行うシステム。

16) 中国徴税管理情報システム, China Taxation Administration Information System の略。この開発には、世界銀行から 2,400 万ドルが融資されているが、その中には、現在中国大手のソフトウェア・メーカーとなった神州数碼有限公司が参加している。http://www0.ccidnet.com/news/analyseobserve/2002/06/03/85_66891.html を参照されたい。

c. コンピュータ監査システム

税務機関内部で、納税者が提出した増値税専用インボイスについて仕入控除額と販売した側の売上高が一致しているかについて全レベルで相互確認するシステム。

d. インボイス協同調査情報システム

虚偽がある増値税専用インボイスや偽造防止認証管理システム・コンピュータ監査システムで問題が生じた増値税専用インボイスについて、各レベルで調査情報を交換することで、税務機関全体が協同調査に当たる体制を構築するシステム。

この金税工程のうち、1994年に開始された10万元までの増値税専用インボイスを電子化する第一期工程を終え、1998年から区・県レベルの国税系統や一部企業までをオンラインで結ぶとともに全ての増値税専用インボイスを電子化する第二期工程も終えている。2003年8月以降は、地稅系統や増値税以外の稅種への拡大を目標とする第三期工程の準備が進められている。

プロジェクト開始当初は、金税工程工作會議によって指定された試験都市の國家稅務局において稅務のコンピュータ処理化・ネットワーク化がなされ、その成果を全國へ広げるという方式がとられた。また国税系統のネットワーク化が完成し次第、地稅系統への拡大・全稅種への応用・納稅者とのネットワーク化・全國共通プラットフォームの構築などが推進される予定である。

第2節 金税工程の展開過程

1978年の改革開放政策への轉換後、財政收入の大部分を担ってきた利潤上納制度は流通段階での課稅である工商稅を中心とした稅制へと轉換された。これとともに行われた財政請負制など地方への財政權限の下放は、鄧小平の先富論とともに地域間格差をもたらした。經濟發展が積極的に進められた沿海部では地方政府の稅收が増えたため、インフラ整備などの財政支出が増加するという循環がみられた。一方經濟發展が遅れた内陸部では稅收が伸びず、また財政權限の下放によって中央政府收入も停滯したため、經濟格差の不平等を調整するという中央政府の分配機能が制限されたことから、地域間格差は拡大した¹⁷⁾。

この事態を打開するため、1993年末から1994年にかけて大規模な稅制改革・徵稅制度改革が行われた。稅制改革では、工商稅制を整理して新設された増値稅が稅收の主体としての地位を与えられた。増値稅は課稅ベースが広く、稅務機關が流通の各段階でチェックする必要がない前段階控除方式であるため、稅務機關の業務を簡素化することができる。また徵稅制度改革

17) 財政請負制の功罪については張(2001)145~150ページを参照されたい。

では、国税系統の創設とともに国税系統が増値税の徴収担当となったため、国税系統やこれを監督する中央政府の権限強化が図られた¹⁸⁾。

（表 2-1）金税工程の歴史過程

1994年3月11日	（第8回全人代にて、劉仲藜財政部部長が増値税脱税問題をとくに重要な問題として指摘。
1994年5月19-21日	金税工程工作会議が開かれ金税工程第一期が開始。
1995年12月19日	「増値税専用インボイス偽造防止コントロール・システム業務管理暫行弁法」公布、増値税専用インボイス盗難検索システムを整備。
1997年9月26日	「郵送納税申告弁法」公布施行により納税申告書類の郵送が認可。
1998年6月8日	金税工程第二期前期計画が國務院に認可。
1998年6月26日	「1998年度の計算機類設備購買範囲の通知」で、ワーク・ステーションの国産品購入を義務付け。
1998年7月17-19日	「金税工程増値税計算機稽核系統工作會議」が行われ、金税工程第二期建設の基本方針を確認。
1999年7月1日	国家稅務總局が World Wide Web への接続を開始。
2000年8月31日	金税工程第二期後期建設方案を國務院が認可。
2001年1月1日	北京、天津、上海、重慶、遼寧、江蘇、浙江、山東、広東の4市5省の国家稅務局で金税工程第二期全システムが運用開始。
2001年7月1日	22の省・自治区国家稅務局で金税工程第二期全システムが運用開始。
2001年9月	金税工程第三期工作會議が銀川市で開かれる。
2003年7月31日	インボイス偽造発行防止管理システムの全面稼働により金税工程第二期終了。

出所：中国稅務年鑑各年版より作成。

1994年2月、当時の國務院副總理朱鎔基は電子部・航天工業總公司・財政部・国家稅務總局などから「コンピュータ監査システム案」の提出を受け、増値税の管理強化のため金税工程の検討を開始するよう指示した。実施組織として国家稅統制システム建設協調指導グループが、その下に金税工程事務室が設置され、長江デルタ・珠江デルタの50都市の国税局が第一期の実施単位とされた。また福建省地方稅務局で試験的に行われた増値税専用インボイスの発行に関するコンピュータ管理プロジェクトの経験を参考に、「増値税専用インボイス・コンピュータ突合監査弁法」「増値税専用インボイス・コンピュータ突合監査マニュアル」「金税工程データ記録ソフトウェア設計方案」「突合監査システム設計方案」が相次いで制定された。

増値税専用インボイスの不正使用・盗難・偽造による脱税の可能性については、すでに1994年3月の第8回全国人民代表會議で当時の財政部部長である劉仲藜が行った「1993年國家預算執行狀況と1994年國家預算草案報告」において、とくに重要な問題として指摘していた¹⁹⁾。

18) 1994年の稅制改革により中央政府の収入は大幅に増えたものの、実際は前年度の地方政府収入を保証するという取り決めが地方政府となされていたため、地方政府に多額の稅收還付が行われていた。この点については項懷誠（1999）359-360ページ、および曹（2002）80-81ページを参照されたい。

19) 中国稅務年鑑1995年版、36ページ。

解決方法としては、税務官吏の資質向上・税制の国民教育と違反への厳しい対応が基本であったが、コンピュータによる科学的管理についてもすでに議論が始まっていた²⁰⁾。1994年5月に財政部・国家税務総局・電子工業部が参加する金税工程工作会議が行われ、金税工程第一期の開始が正式に認可された。税務サービスの向上と経済コントロール機能の強化が目的とされたが、背景には増値税専用インボイスによる不正や脱税の防止・税務機関の業務効率化・徴税コストの引き下げ・人員整理などがあった。

1994年7月から、それまで各地で印刷されていた増値税専用インボイスを全国で統一して印刷する体制に改めるとともに、用紙に偽造防止技術を施した増値税専用インボイスの使用を開始した。これにともない、1995年12月に国家税務総局は「インボイス偽造発行防止管理システム暫行弁法」を公布した。また増値税専用インボイスのオンライン化にともなう偽造防止の必要性から、100万元まで記入可能な増値税専用インボイスを使用する一般納税人²¹⁾に対して、指定機器の購入やICカードの購入により納税者側でこのインボイスの電子発行を認めた²²⁾。これは、巨額のインボイスに対する管理強化と同時に納税者の負担軽減を図るものであった。これと同時に1996年1月1日以降は手書きの100万元増値税専用インボイスは使用できなくなった。

（表 2-2） 増値税専用インボイスの電子化

1994年7月1日	増値税専用インボイスの全国統一・集中発行を開始。
1995年12月19日	税額100万元以上のインボイスの電子発行が開始。
1996年1月1日	税額100万元以上の手書きインボイスが無効となる。
1997年1月1日	偽造防止システムが稼働。
2000年1月1日	税額10万元以上のインボイスについて、インボイス偽造防止管理システムの認証が必須化。また手書きインボイスが無効となる。
2002年1月1日	税額1万元以上のインボイスについて、インボイス偽造防止管理システムの認証が必須化。
2002年4月1日	税額1万元以上の手書きインボイスが無効となる。
2003年1月1日	全てのインボイスについて、インボイス偽造防止管理システムの認証が必須化。
2003年4月1日	全ての手書きインボイスが無効となる。

出所：中国税務年鑑各年版、及び国家税務総局ホームページより作成。

1998年6月に国家計画委員会は金税工程第二期の開始を認可した。これを受けて、1998年7月に金税工程増値税コンピュータ監査システム工作会議が行われ、1998～2000年の前期工程3年間でインボイス偽造発行防止管理システムの構築および全ての国税系統のネットワーク化

20) 中国税務年鑑1995年版、46ページ。

21) 税務機関から認定を受けた者。増値税専用インボイスを発行し、仕入税額控除ができる。近藤（2004）33ページを参照されたい。

22) 中国税務年鑑1996年版、316-317ページ。

を達成することが主な目標とされた。また国税系統の増値税専用インボイス会計検査データ・ベースを整備し、国家税務総局に会計監査センター、各省・地市レベルの国税局に会計監査センター分室、区・県レベルの国税局にデータ収集センターを設置することも目指された。しかし、期限である2000年までにはこれらの目標は完全には達成されなかったため、国家税務総局は、2000年8月に後期工程の基本方針として金税工程建設方案・実施計画を作成し、国务院の認可を受けた。後期工程の基本方針は、前期工程で達成しなかった区・県レベルのデータ収集センターの設置に加え、地区・市以上のレベルに会計監査の精度向上を目的とする会計監査センターを設置すること、脱税や問題案件を全レベルで共有することを目的とする協同調査ネットワークを構築すること、区・県レベル以下の税務機関および納税者に対してインボイス偽造発行防止管理システムを導入することであり、これらの達成が新たな目標として設定された。

2001年までに、インボイス偽造発行防止管理システムは1万円まで記入可能な増値税専用インボイスを使用する企業へ適用が拡大され、2002年1月1日以降1万元以上のインボイスについては手書きのインボイスの発行が停止されて、2002年4月1日以降は使用できなくなった。また2003年1月1日からは全ての手書きのインボイスが停止され、2003年4月1日以降使用できなくなった。

第二期後期工程の目標は2003年7月までに達成されたため、第二期工程は終了した。現在は、第三期工程の草案を作成する段階であり、草案が完成すれば国务院の認可を受けて正式に第三期工程が開始される予定である。

第3節 金税工程第三期の構成

基本方針がすでに示されながら未実施の金税工程第三期では、「一つのネットワーク・プラットフォーム、二つの階層での集中処理、三つの範囲、四つの系統」をキーワードにして、税務行政のさらなる効率化・ネットワーク化・共通化を進めるとともに、これを地税系統や増値税以外の税種へ拡大することが目標とされている。また、銀行との連携による税のオンライン徴収も視野に入れられている。ここでは第三期で計画されている到達目標から金税工程の今後について検討する。

(1) 一つのネットワーク・プラットフォーム

税務機関は中国全土に広く分布しており、拠点数も多いため統一されたネットワーク・プラットフォームが必要である。このネットワークの管理モデルは分層管理で、(図1-1)がそのままネットワーク構成図となる。管理-被管理の関係が垂直的かつ地域によって水平的に階層が構成されることで、大規模ネットワークが直面する複雑な問題を多層に分解することが可能となり、かつ比較的簡単なネットワーク内で解決することができる仕組みになっている。またネットワーク全体の管理も容易となり、徴税の最前線の情報やノウハウを中央に一極集中させるこ

ともできる。このようなネットワークは垂直型管理に向いているとされている。

国家税務総局の LAN 及びホスト・コンピュータで構成される一級メイン・ネットワークに、省レベル LAN が WAN で接続されており二級メイン・ネットワークと呼ばれている。また省レベル LAN と地区・市レベル LAN が WAN で接続されており三級ネットワークと呼ばれ、四級ネットワークである地区・市レベル LAN と区・県レベルが WAN で接続されるという多階層構造となっている。

（２）二つの階層での集中処理

国家税務総局を頂点とするネットワークには、一級メイン・ネットワークが税務機関全体のデータ集約や指示系統の中心となる星型樹状ネットワークが採用されており、二級ネットワークがその結節点となっている。これら二つの階層で集中処理を行うことでネットワーク全体の管理や拡大を容易に行うことができる。またこれら二つの階層での管理は、各ネットワーク管理センターの管理対象を限定することができるため管理費用が少なくなり、別階層のネットワーク管理センターと協力することでネットワーク全体の管理が容易となる。また、データ分析を通じてネットワーク全体を的確に把握することも可能となる。

国家税務総局・省クラス税務局での集中管理システムと、下部の税務機関をつなぐ WAN については、税務機関独自の回線ではなく中国電信の公共データ通信網を利用している。一級メイン・ネットワークと二級メイン・ネットワークは中国公共幅中継網を、未開通の場合は中国公用数字データ網を採用している。三級以下のネットワークは優先的に中国公共幅中継網を、未開通の場合は中国公用数字データ網が中国公共分組網を採用している。

これらのネットワークに、データ交換だけではなくテレビ電話会議や IP 電話としても使えるような多用途に対応できるネットワーク・プラットフォームを付加するため、光ケーブルや DSL などのブロードバンドに対応した多媒体情報ハイウェイの建設が進められている。またすべてのネットワークでは TCP/IP が採用されている。

（３）三つの範囲

これまで国税系統・増値税・偽造防止に限られていたものを、国地・税種・部門の別なく、税に関するあらゆるものについて金税工程を拡大していくということである。すなわち、地稅系統への適用範囲の拡大、増値税以外の税種への拡大、税のあらゆる場面への拡大が目指されている。

（４）四つの系統

複雑だった税務関連システムを四つの系統に再編することである。管理・徴収・検査など徴税に関することは税収業務管理システムへ、総合事務・人事管理・教育など税務行政は税務機関業務支援システムへ、他部門や国際間の情報交換および納税者サービスは外部情報管理応用システムへ、経済分析や予測などは税務政策指示管理システムへと再編される。

これらのことから、金税工程第二期までに達成した国税系統のネットワーク化と増値税専用インボイスのオンライン化を基礎に、これを地税系統やあらゆる税種へ展開することで税務全般の情報化を図ることが、金税工程第三期およびそれ以降の税制の情報化の到達目標とされていることがわかる。

第3章 金税工程の諸側面

金税工程の進展により、税務のオンライン化・統合化を通じて煩雑であった税務を少ない人数で効率的に行うことができるようになったが、金税工程にはこれ以外に別の目的が存在すると考えられる。それは、税務機関の情報化に必要な機器、たとえばインボイス偽造発行防止管理システムの導入にはパソコンやプリンタなどさまざまな機器が必要とされるが、税務機関や納税者によるこれらの購入についてメーカーを指定すれば、指定されたメーカーは安定した売上を上げることが可能となる。すなわち、金税工程は中国国内の情報産業に対する需要創出政策と絡めて展開されていると考えられる。本章では、税務機関の効率化について限られたデータではあるがこれを示して、効率化が達成されている点を示すとともに税務機関の購買活動管理制度について考察する。

第1節 税務機関の効率化

1995年以降、税務機関の情報化は着実に進んでいる。(表3-1)は、税務機関全体の情報化の進展を示している。税務機関が保持するパソコンは非常に速い速度で増加しており、5年間で3倍以上になっている。またパソコンの増設にともないパソコンでの増値税専用インボイスの処理も進んでいる。1995年から2000年までの間に100万元・10万元を記入可能な増値税専用インボイスが電子化されたため、この期間に処理金額が大幅に膨らんでいることがわかる。

一方でPC管理人員は減少している。これはパソコン設備の普及によって特別なスキルを持たない職員でもパソコンを使えるようになったためと、技術水準の高い管理人員の養成が進んだためであり、一人当たりの作業量が飛躍的に増大して効率化したことを示している。プロジェクト投資のうちPC管理人員訓練費用は2000年に急増しており、その後の統計を分析する必要がある。

次に、国税系統・地税系統の情報化の進展の差を明らかにするため、(表3-2)を用いて見てみる。パソコン台数については、国税系統は2000年に1996年の約3.3倍となったが、同期間の地税系統は約2.6倍にとどまった。プリンタについても、国税系統は約2.7倍となったが地税系統は約2.3倍であり、国税系統の方が比較的整備が進んでいることわかる。また投資金額や人員については国税系統と地税系統に大きな格差は見られない。しかし、パソコンでの増値税専用インボイスの処理による徴税金額については非常に大きな差が出ている。地税系統はこの間倍増にとどまったのに対して国税系統は約3倍になっている。これは、増値税という中

国最大の税目を徴税管理する国税系統の徴税能力が大幅に高まったことを示しているとともに、地税系統が徴税を担当する税種が金税工程の恩恵を未だ受けない税種であり、とくに個人所得税など徴税が困難な税種が多いためであると考えられる。以上のことから、金税工程によって国税系統の情報化は進んでいるが、地税系統については十分ではないということがわかる。

（表 3 - 1） 税務機関の情報化 1996～2000 年

年	パソコン （台）	プリンタ （台）	ログイン 拠点数 （拠点）	PC 処理件数 （万件）	PC 処理納税額 （億元）	PC 管理人員 （人）	プロジェクト 投資額 （億元）	内PC 管理人員 訓練費用 （万元）
1996	84,930	92,907	34,105	1,013	3,595	2,249	17.09	4,586
1997	122,560	89,979	62,043	1,472	5,208	28,198	15.33	5,936
1998	157,004	107,472	84,379	1,678	5,933	28,727	12.19	5,580
1999	201,376	124,026	111,149	1,695	7,141	26,945	13.63	4,751
2000	257,847	161,627	152,222	2,389	9,791	25,177	20.67	8,475

出所：中国税務年鑑各年版より作成

（表 3 - 2） 国税，地税別の税務機関の情報化 1996～2000 年

年		パソコン （台）	プリンタ （台）	ログイン 拠点数 （拠点）	PC 処理件数 （万件）	PC 処理納税額 （億元）	PC 管理人員 （人）	プロジェクト 投資額 （億元）	内PC 管理人員 訓練費用 （万元）
1996	国税	49,679	35,519	22,192	593	2,530	10,861	10.15	3,266
	地税	35,251	27,388	11,823	420	1,065	11,618	6.94	1,320
1997	国税	79,585	55,856	41,617	834	3,220	15,386	10.23	4,466
	地税	42,975	34,123	20,426	638	1,988	12,812	5.11	1,470
1998	国税	101,644	67,521	56,889	893	4,021	15,733	6.99	3,443
	地税	55,360	39,951	27,490	785	1,912	12,994	5.21	2,137
1999	国税	132,794	79,906	76,848	949	4,905	12,672	7.43	3,345
	地税	68,582	44,120	34,301	746	2,236	13,273	6.21	1,406
2000	国税	164,953	97,409	99,806	1,206	7,641	12,321	11.63	5,267
	地税	92,894	64,218	52,416	1,182	2,151	12,856	9.04	3,208

出所：中国税務年鑑各年版より作成

第 2 節 情報産業振興政策としての金税工程

金税工程のもうひとつの側面として、情報関連産業の振興政策という側面を指摘する。中国

国内のハードウェア・メーカーおよびソフトウェア開発メーカーに対する需要創造・保護育成策の一環として、金税工程で必要とされる業務端末・UPS 無停電電源装置・サーバー・増値税インボイス発行用プリンタ・アプリケーションなどについて、国家税務総局がメーカー・製品・購入価格を指定する制度が存在していた。これは「購買活動管理制度」といわれ、1996年に国家税務総局によって始められた。開始当初から多くの製品で国内メーカーが指定されており、また一部の高性能製品について国産品の品質が十分でなく指定が難しいものについては海外メーカー製が認められていたが、その後国内メーカーの成長にともない中国メーカーが増加するなど、国内メーカーが重視されている。ただし、ソフトウェアは全て外国製となっている。ここでは、資料が存在する 1996年から 1998年の購買活動管理制度について、指定メーカーのリストを示す。

(表 3 - 3) 購買活動管理制度の概要 1996 ~ 1998 年

年	業務 端末	サーバー	UPS	プリンタ	OS	小規模 アプリ ケーション	大規模 アプリ ケーション
1996	連想 長城 方正	COMPAQ HP IBM AST (米)	山特, 創統, 四通 科華 APC (米) 同策	得実 智凱 福建実達 四通 贊華	Windows NT SCO-UNIX	Foxpro Visual -Foxpro	Microsoft -SQL Server ORACLE SYBASE INFORMIX
1997	連想 長城 方正	連想, 長城, 曙光 COMPAQ HP, IBM, AST (米) SIEMENS DEC (米)	創統 四通 康富	得実 福建実達 四通 贊華 智凱	Windows NT SCO-UNIX	Foxpro Visual -Foxpro	Microsoft -SQL Server ORACLE SYBASE INFORMIX
1998	連想 長城 方正 同創 浪潮	連想, 長城, 曙光 COMPAQ HP, IBM, AST (米) SIEMENS DEC (米)	創統 四通 康富	得実 福建実達 四通 贊華 智凱	Windows NT SCOUNIX	Foxpro Visual -Foxpro	Microsoft -SQL Server ORACLE SYBASE INFORMIX

出所：中国税務年鑑各年版より作成

この購買活動管理制度に加えて、1998年6月に国家税務総局が通知した「1998年度計算機類設備採買範囲の通知について」では、ワーク・ステーションの国産品購入が義務付けられた。また低機能のサーバーについてはサーバー国産化の観点から国産品購入が推奨され、中・高位サーバーについてのみ外国メーカー製でもよいことになった。また、インボイス偽造発行防止管理システムに使用される IC カードについては、1999年に出された「増値税偽造防止税額控除システムの推進についての通知」で航天金穗高技術有限公司製に限られている²³⁾。

金税工程と購買活動管理制度により、納税者は国家税務総局が指定した国産品を購入しなけ

23) 国税発 (1999) 139 号を参照されたい。

れば増値税専用インボイスを発行することができなくなった。納税者からすれば、機器を購入しなければ顧客に増値税専用インボイスを発行できなくなるため、取引関係から排除される可能性が高まることから、機器を購入せざるを得なくなる。また金税工程にともなう機器購入は、その費用の全額が企業所得税の課税対象から控除でき、さらには増値税の免税対象となるなど、機器購入を促す施策も同時にとられている。これらの点から、金税工程には政府部門による情報化推進政策とリンクした情報産業育成システムが内包されており、しかもリストに国内メーカーを多く載せることで、国内の情報産業の育成政策としても機能していたと考えられる。

おわりに

これまで、中国の税務機関の情報化の展開過程を示し、増値税制の情報化プロジェクトである金税工程が徴税機能の強化を促進している点および情報産業育成のための需要創出政策を内包している点を指摘した。中国政府は税の科学的管理について積極的であり、世界銀行や日本からの資金援助を利用するとともに、国内のハードウェア・ソフトウェア産業に対しては商機を提供している。金税工程は現在のところ成功裡に進んでおり、また金税工程と同じようなコンセプトで進められている他の金字工程も多数存在²⁴⁾することから、中国政府の情報化政策は順調に推進されていると評価できる。

今後は、税制の経済コントロール機能の強化を図るためにも、金税工程の役割がより重要になってくると考えられる。また、情報化を通じて効率化することで税務機関において発生するコストを抑えることが可能となり、財政支出の活用範囲が拡大することも考えられる。

一方、経済成長によって中国人の個人所得水準が急上昇しており、個人所得税収も増加している²⁵⁾。これを受けて、北京・天津・上海などの都市部の地方税務局では、金税工程の成果を応用したり独自の方式を開発したりして、電子申告・電子納税の実験を数多く行っている。税務全般の情報化は、無駄なコストを減らして豊かな社会を招くために重要なことであるといえるだろう。

これまで中国の徴税制度の情報化についてみてきたが、資料の制約が非常に大きく細部を詰めるまでにいたっていない。また、2000年以降のデータについても、統計方式が変更されたり統計が途絶えたりしたため十分に収集できてない。金税工程が果たす役割についてより正確な分析を行うことが今後の研究の課題である。

24) 三金工程や金税工程のほかに、「金」を冠したさまざまな分野の情報化プロジェクトが存在する。

25) 中国税務年鑑・中国統計年鑑によると、1994年以降を見ても年平均44.7%増加しており、2002年の個人所得税の税収額は1,211.07億元で全税収の7.12%を占めている。また北京市地方税務局 (<http://www.tax861.gov.cn/>)・天津市地方税務局 (<http://www.tj-l-tax.gov.cn/>) では、ホームページ上での個人所得税の申告用紙のダウンロードやインターネット上での申告も可能となっている。

参考文献

- 方仲炳主編『法律基礎教程』中国檢察出版社, 2002年。
- 池上惇『日本財政論』実教出版, 2000年。
- 池上惇・重森亮編『現代の財政』有斐閣, 1996年。
- 井堀利宏『課税の経済理論』岩波書店, 2003年。
- 木下和夫監訳『マスメグレイブ財政学』有斐閣, 1983年。
- 近藤義雄『中国付加価値税の仕組みと実務』中央経済社, 2004年。
- 劉隆亨『税法双書 流転税法』北京大学出版社, 2002年。
- 劉佐『中国税制概覧 2003年版』経済科学出版社, 2003年。
- 宮島洋編『消費課税の理論と課題二訂版』税務経理協会, 2001年。
- 水野忠常『国際課税の理論と課題二訂版』税務経理協会, 1999年。
- 村井正『租税法 - 理論と実践 - 第三版』青林書院, 1999年。
- 中川涼司『国際経営戦略 - 日中電子企業のグローバルベース化』ミネルヴァ書房, 2000年。
- 中兼和津次『中国経済発展論』有斐閣, 2001年。
- 中村雅秀『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社, 1995年。
- 中村雅秀「日本企業の対米進出と国際課税問題(1)」『立命館国際研究』立命館大学国際関係学会, 1996年, 9巻3号。
- 中村雅秀「日本企業の対米進出と国際課税問題(2)」『立命館国際研究』立命館大学国際関係学会, 1997年, 10巻1号。
- OECD, *Consumption Tax Trend*, 1999.
- OECD, *E-Consumption Tax Aspects of Electronic Commerce*, 2001.
- OECD, *OECD Electronic Commerce: Taxation Framework Conditions*, 1998.
- OECD, *OECD Toward Global Tax Co-operation*, 2000.
- 奥村哲『中国の現代史』青木書店, 1999年。
- Richard M. Bird, Oliver Oldman, *Taxation in developing countries Fourth Edition*, The Johns Hopkins University Press, 1990.
- 佐藤裕二「付加価値税の地方政府間調整について」『垂細垂大学大学院経済学研究論集』垂細垂大学大学院経済学研究科, 2004年, 28号。
- 重森曉, 鶴田廣巳, 植田和弘編『Basic 現代財政学』有斐閣, 2000年。
- 譚榮華主編『税務情報化簡明教程』中国人民大学出版社, 2001年。
- 知念裕『付加価値税の理論と実際』税務経理協会, 1995年。
- 内山明『大型間接税の経済学 - 付加価値税の批判的研究』大月書店, 1986年。
- 宇都宮浩一「電子商取引課税問題と中国政府の対応」『社会システム研究』立命館大学社会システム研究所, 2003年, 6号。
- 宇都宮浩一, 王鋼「中国福建省・広東省の租税回避問題の対策についての調査報告」『国際租税の先端的諸問題の研究』立命館大学社会システム研究所, 2004年。
- 項懷誠編『中国財政50年』中国財政経済出版社, 1999年。
- 蔡金榮編『電子商務と税収 - 数字化時代の税収政策と税収征管』中国税務出版社, 2000年。
- 曹瑞林「中国の分税制改革と地方税制の成立」『財政学研究』京都大学 2002年, 30号。
- 曹瑞林「中国の付加価値税の特質」『立命館国際地域研究』立命館大学, 2003年, 21号。
- 曹瑞林「中国の企業所得税構造と課題」『財政学研究』京都大学, 2003年, 32号。
- 張忠任『現代中国の政府間財政関係』御茶の水書房, 2001年。
- 『中国統計年鑑』各年版, 中国統計出版社。

『中国税務年鑑』各年版，中国税務出版社。

『中国財政年鑑』各年版，中国財政雜誌社。

参考 URL

国家税務総局 <http://www.chinatax.gov.cn/index.htm>

中国情報局 <http://searchina.ne.jp/>

中国税務情報網 <http://www.chinesetax.net/>